C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01580	C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01584
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
E_{16} ＝ 0.018	E_{15} ＝ 0.018 E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01580	E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01584
F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
G_{16} ＝ 0.030	G_{15} ＝ 0.033 G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.031 G_{18} ＝ 0.027 G_{19} ＝ 0.026 G_{20} ＝ 0.02634	G_{17} ＝ 0.031 G_{18} ＝ 0.027 G_{19} ＝ 0.026 G_{20} ＝ 0.02640
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額	H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額